

自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日

「法人会の基本的指針」

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します。

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営

公益法人として法令及び定款及び諸規程を遵守し、自らガバナンスを図り、法人の事業の適正な運営を確保する。

2. 定款に定めた目的達成のための事業活動

定款に定めた目的「税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献すること」を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施する。

(1) 公益目的事業の実施

定款に定めた目的の達成のため、以下の事業を公益目的事業と定款に位置づけ、積極的に実施する。

健全な納税者団体として、税務行政及び関係機関との協調をもとに、税知識の普及を図り、法人税等の適切な申告がなされることに寄与し、税の仕組みや税の大切さ等納税意識の高揚を目的とする事業を実施する。

また、適切かつ公平な税制の確立を図るため、税制及び税務に関する調査研究をし、

国や地方自治体に対し、税制改正要望を実施し、その実現に務める。

さらに、様々な分野の専門家による研修会や相談事業等により、地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業を実施する。

(2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施

福利厚生制度及び施設等の推進及び会員企業の繁栄に資するための事業並びにさらに充実した異業種交流を図る事業を実施する。特に部会、支部、地区といった地域に密着した活動を展開し、会活動の原動力となるよう努める。

4. 会員の質的向上

会員は、公益法人としての目的、運営、事業を理解し、つねに税知識の向上や納税道義の高揚に努め、税務行政の円滑な執行に寄与し、且つ誠実な申告及び納税を行い、税のオピニオンリーダーの一員としての企業を目指し、さらに、企業の繁栄及び地域社会への貢献に努める。

5. 組織の維持・強化

事業内容の充実を図ることで事業への参加人員の増加に繋げ、また、新規加入の積極的な推進をすることで、部会、支部、地区の組織基盤の維持・強化を図る。

6. 税務行政への協力

e-Tax(国の電子申告)及びeLTAX(地方の電子申告)の普及推進を図る。

平成26年度目標役員100% 会員70%

7. 税務行政協力団体との協調

税務行政協力団体相互の発展及び組織強化のため、事業の共催等協調する。

Ⅲ 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業（公益目的事業1-1）

（1）新設法人説明会

相模原税務署管内に新たに設立された全法人に対し、必要な諸届けなどの手続きをはじめ、事業の開始に際して法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として2か月に1回実施。

（2）決算法人説明会

相模原税務署管内の決算月を迎えた全法人に対し、税制改正事項等決算手続きを行うに当たり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として毎月1回実施。

（3）税務相談

相模原税務署管内に新たに設立された法人で経理的基礎知識の不足している全法人に対し、複式簿記の原則による帳簿のつけ方、伝票の作成の仕方、税務上の疑問等につき指導し、継続して健全な企業活動が行えることを目的に実施。

（4）改正税法説明会

相模原税務署管内の全法人に対し、改正された税法について、解説をし、改正上の留意点等についての理解を促すことを目的として実施。

（5）広報誌発行による税情報や開催要領の公開

広報誌上に、相模原税務署提供の税についての情報等を掲載、また当会の公益目的事業等の開催案内や活動報告を掲載。

（6）Webサイトによる税情報の発信

当会Webサイトに、国税庁ホームページへのリンクを行い、法人税、消費税、相続税、資産税等国税を中心に解説記事を掲載する。さらに、当会の公益目的事業等の開催案内や活動報告を掲載。

（7）源泉部会税務研修会

相模原税務署管内の全法人に対し、主に源泉所得税に関する適正な取り扱いを研修のテーマに取り上げ企業の実務担当者としての資質の向上に努める。

（8）女性部会及び青年部会税務研修会

相模原税務署管内の全法人に対し、法人税にとらわれることなく、さまざまな税を研修のテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につける。

（9）地区支部税務研修会

支部会員・支部管内の法人企業法人税、消費税、相続税、資産税などの国税を中心に研修テーマに取り上げ、正しい税知識を身につける。

2. 納税意識の高揚を目的とする事業（公益目的事業1-2）

（1）租税教室実施に向けての調査研究及び実施

相模原税務署管内の小中学生を対象に、国税当局作成の租税教育用ビデオを教材として使用し、相模原税務署担当官、当会役員等が講師となり、身近な事例を解説し、税についての大切さを感じてもらうことを目的として調査研究及び実施する。

（2）租税教育用小学生向けマンガ寄贈

相模原税務署管内の小学校6学年生を対象に、税務関係7団体協賛、全国小学校社会科研究協議会協力、一般財団法人大蔵財務協会発行の租税教室用マンガ（無償受注配布）を相模原市立小中学校PTA連絡協議会を通して寄贈し、納税意識の高揚に繋がる事を目的に実施する。

（3）相模原市主催イベント等での租税教育用「紙芝居」実施

相模原市主催イベントに参加し、一般来場者（主に小学生）を対象に、公益財団法人全国法人会総連合より配布された、全国小学校社会科研究協議会の協力のもとに作成された租税教育用「紙芝居」を実施し、税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに税の大切さを再認識させることを目的としている。

（4）相模原市主催イベントでの税金クイズ等

相模原市主催イベントに参加し、一般来場者を対象に税金クイズ等を実施。税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さと正しい税知識の普及推進を図ることを目的としている。税金クイズは相模原税務署担当官が作成監修。

（3）地域イベント参加による税金クイズ等

相模原税務署管内の商店街や自治会等では、地域振興と居住者の交流を目的に、年間を通じ様々な催事やイベントが行われている。このイベントに該当地区の支部が単独もしくは複数で参加し、相模原法人会の税金クイズコーナー等を設け、イベントの充実に寄与する。イベントへの参加の楽しさと税を身近なものに感じてもらい、税についての理解と意識啓発を促すことを目的とする。税金クイズ等は、その都度相模原税務署担当官に作成依頼。

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公益目的事業1-3）

（1）法人会全国大会

公益財団法人全国法人会総連合においては、毎年、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制・税務に関する提言を行うため、会員から税制に関する意見要望を取りまとめて、税制改正要望大会を行い、関係機関等に対し要望活動を行っている。当会においても会員から税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人神奈川県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申している。

（2）公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー

公益社団法人全国法人会総連合が主催する税制セミナーへ参加し、財務省からの講師による説明を受け、税制改正の内容及びその調査研究をすることを目的としている。

（3）税制改正要望アンケートの実施

税制改正要望を取りまとめるに当たり、会員から税制に関する意見要望のアンケートを実施し、その内容を当会の税制改正要望書として一般社団法人神奈川県法人会連合会へ提出することを目的としている。

（4）一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会

全国の中小企業の税制改正要望のアンケート実施により公益財団法人全国法人会総連合で取りまとめられた税制改正要望の提言書についての研究を目的として実施。

（5）税制改正要望書の関係機関への提出

公益財団法人全国法人会総連合では、毎年税制改正要望大会を開催し、決議された要望事項を有効なものとするため国レベル、県連レベル、単体会レベルで関係機関等に対し要望活動を行っている。当会においても相模原市選出国會議員、相模原市、相模原市議会議員等に対し要望活動を行っている。

（6）全国青年の集い

全国の青年経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。今後の活動をより充実したものにする目的で開催。

（7）全国女性フォーラム

全国の女性経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。今後の活動をより充実したものにする目的で開催。

4. 地域企業の健全な発展に資する事業（公益目的事業2）

（1）労務相談

相模原税務署管内の全法人に対し、目的 解雇、賃金、セクハラ、人事、配置転換、労働契約など労働や社会保険について、労使双方からのトラブル等に関し、社会保険労務士による相談日を設置。

（2）法律相談

相模原税務署管内の全法人及び一般に対し、経営上や生活上のトラブル等に関し、弁護士による相談日を設置。

（3）経営研修会（本部・部会・支部）

相模原税務署管内の全法人に対し、地域企業の健全な発展を目的として税務・会計・経営等、業務に活かすことのできる内容をテーマに実施。講師は、相模原税務署担当官、税理士、社会保険労務士、経営コンサルタント、弁護士等、選定したテーマについての専門家に依頼。

（4）年末調整説明会

相模原税務署管内の全法人に対し、年末調整時における年末調整の仕方について詳しい資料の配布や説明の実施。講師は相模原税務署担当官等。

（5）インターネットセミナー（セミナーオンデマンド運営管理）

Web 上でいつでもどこでも受講可能。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方のため、社員研修、政治・経済、経営一般、健康、文化といった幅広い内容で、社内研修や勉強会、経営者の自己研鑽等を目的に実施。各テーマのセミナー講師はテーマについての専門家。

5. 地域社会への貢献を目的とする事業（公益目的事業3）

（1）会員大会講演会やシンポジウム（創立40周年記念講演会に振替）

相模原税務署管内の全法人及び一般に対し、当会の活動内容を案内し、法人会をPRと同時に企業経営や政治経済、一般教養といったテーマで専門家による講演会やシンポジウム等を実施。

（2）健康セミナー（部会・支部）

相模原税務署管内の全法人及び一般に対し、支部活動の一環として、当該地域企業の経営者、従業員ならびに地域住民の健康向上のため、身近なテーマを選定しセミナーを実施。成人病予防やインフルエンザへの適切な対処法などを学んでいる。講師は、相模原市保健所長、専門医師等、選定したテーマについての専門家に依頼。

（3）女性部会絵手紙作成、送付

相模原税務署管内の介護老人福祉施設等に対し、手作りの情緒や風情あふれる心のもった絵手紙を作成送付し、施設内の生活に安らぎを与える目的で実施。

（4）女性部会タオル収集及び寄贈

相模原税務署管内の介護老人福祉施設において不足しているタオルを会員等より収集し、施設内等での活動に資することを目的として寄贈。

（5）女性部会使用済み切手収集及び寄贈

使用済み切手会員等から収集し、相模原ボランティア協会へ寄贈し、車（ハンディキャップボランティア号）の購入や維持管理等に利用されることを目的として実施。

（6）チャリティイベント（本部・支部）

チャリティを目的に親睦事業を実施し、また、地域でのイベントに参加、募金活動を通して、そこでの浄財を日本赤十字社や社会福祉協議会等へ寄付。

（7）地域イベントへ参加（支部）

相模原税務署管内の商店街や自治会等では、地域振興と居住者の交流を目的に年間を通じ様々な催事やイベントが行われている。このイベントに該当地区の支部が企画から運営まで携わり、単独もしくは複数で参加し、当該イベントを盛り上げる。

（8）地域美化運動

相模原税務署管内の商店街や自治会等では、地域の美化を目的に様々な運動を実施している。その運動に、該当地区の支部が企画から実施まで携わり、単独もしくは複数で参加し、地域の美化に努める。

（9）中学生職場体験支援事業

相模原市教育委員会では、生徒が直接働く人と接することにより、また、実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、社会の中で人とかわり、生きることの尊さを実感させることを目的に中学生の職場体験を実施しており、その受入事業所に協力をする。

- (10) 一般社団法人神奈川県法人会連合会「法人会の森」下草刈
森林インストラクターの指示のもと、植樹及び下草刈を実施しており、神奈川県が森林を保全し、良好な水資源を確保することを目的に実施している水資源確保のための植林事業の中で、秦野市寺山地区内で広葉樹の苗木の植樹や下草刈に参加する。
- (11) その他会員及び一般に有益な事業（支部地区）
相模原税務署管内の全法人及び地域の住民に有益な情報等を与えることを目的に研修会等を実施。

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
新年を迎えるにあたり地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換並びに旧交をあたためることを目的として開催。
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
当会の運営に携わっている役員、委員会委員、支部役員、部会役員が、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うとともに、交流を図ることを目的に開催。
- (3) 厚生親睦旅行
親睦旅行を通じて会員相互の親睦を図る。
- (4) 支部・部会親睦交流事業
親睦事業を通じて会員やその家族等の交流を図る。
- (5) 支部会員交流会
税務研修や経営研修などを行い、終了後に会員の一層の親交を深めることを目的に交流会を実施。
- (6) 支部施設見学会
各支部ではバスなどを利用し、経営に役立つ話題の施設等の見学会を行なう。車中では税務研修を行い、税に関する知識を深めるとともに会員の交流を深めることを目的に実施。
- (7) 他団体との交流会
当会の運営に携わっている役員、委員会委員が、当年度の活動方針、重点施策等につき他団体と連絡協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うとともに、交流を図ることを目的に開催。
- (8) 創立40周年記念式典及び祝賀会及び記念誌発行
永年役員等に対し感謝の意を表し、会員企業とともに創立40周年を祝う記念式典を挙行し、祝賀会を開催。また、40年間の当会の沿革や活動を記した記念誌を作成する。

7. 会員の福利厚生等に関する事業

(1) 経営者大型保障制度の普及推進 / 引受保険会社：大同生命保険株式会社

経営者や従業員が在職中に病気や事故により、死亡や入院などの事態に遭った場合に、企業を守り、事業が滞りなく継続できるよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会の制度。地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため普及推進に努めている。

(2) 経営保全プランの普及推進 / 引受保険会社：AIU保険会社

政府労災保険の上乗せ補償制度の「ハイパー任意労災」、万が一の個人情報漏洩対策の「個人情報漏洩対策プラン」、大規模な地震に企業として備える「地震対策プラン」。地域企業のみが一に備え、経営の安定化のため普及推進に努めている。

(3) がん保険制度の普及推進 / 引受保険会社：アメリカンファミリー生命保険会社

法人会に加入する企業で働く個人のための福利厚生制度。「がん保険」、医療保険制度「EVER」、「WAYS」がある。地域企業で働く者のみが一に備え、普及推進に努めている。

(4) 簡易保険団体保険料払込制度

郵政省が所管し、現在は独立行政法人郵便貯金、簡易保険管理機構に移管された簡易保険の集金事務を代行。集団取扱いによる割引制度が適用されることで、地域企業に働く者の福利厚生の充実に寄与することを目的としている。取扱いは郵便局株式会社。(ただし、平成19年9月30日までに契約された簡易保険)

(5) 成人病検診

会員企業の経営者及び従業員等の生活習慣病の予防や早期発見を目的として実施。

(6) パソコンセミナー割引

会員が企業実務に欠かせないパソコン操作において、産業振興財団主催パソコンセミナーを受講した会員に対し、受講料から2千円の割引を実施し会員企業の円滑な運営に寄与することを目的。

(7) 葬儀・儀式サービス

会員経営者及びその役員等のみが一のために、葬儀に関しての料金の割引制度の実施。

(8) 福利厚生制度推進連絡協議会

公益財団法人全国法人会総連合の福利厚生制度の内容及び推進状況の説明さらに、地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため普及推進を図ることを目的に、理事等役員を対象に年2回開催する。

(9) 貸倒保障制度普及促進

貸倒保障制度は、会員企業の取引先の法的な倒産、または、遅延の発生等により、売上債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分を補填する一般社団法人神奈川県法人会連合会の制度であり、地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため普及推進を図ることを目的に実施。

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) 貸会議室の利用推進
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業